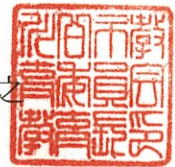


川教生学発第41号
令和8年3月2日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船津 由徳 様

川口市教育委員会
教育長 井上 清之



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年3月27日執行の教育総務部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（生涯学習課）

生涯学習課の使用料において、収納金の払込が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

また、歳入の収入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

使用料の収納金については、施設によっては担当者のみが金融機関への払い込みを行っていたことにより遅延が生じていましたが、収納金を期日内に払い込むため、誰でも払い込みができるよう、令和7年3月31日において、各公民館に周知し、事務分担の見直しを講じ、適正に払い込みを行いました。

また、歳入の収入についても、間違いが起これぬよう、複数人での確認を改めて周知し、令和6年度年度末の収入から、適正に処理いたしました。



支出事務について（生涯学習課）

生涯学習課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

報酬の支給期日が職員に周知されていなかったことにより支給の遅延が生じていたため、改めて施設長あて令和7年3月31日に通知し、支給期日について適正に事務を執行するよう周知し、令和7年7月2日実施、芝富士公民館運営審議会委員報酬、7月23日支払い分より適正に処理いたしました。

財産管理について（生涯学習課）

生涯学習課の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

生涯学習課の備品管理において、指摘をいただいた什器類は速やかに返納処理を行いました。備品整理票が貼付されていない備品については、生涯学習課の備品には、備品整理票を貼付いたしました。また、公民館の備品につきましては、公民館に備品登録の状況を確認し、備品整理票を貼付するよう、改めて令和7年3月31日に通知し、周知徹底いたしました。

財産管理について（生涯学習課）

生涯学習課の郵便切手等の受払いにおいて、受払簿の整理が、川口市教育局文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

郵便切手の受払いにおいて、令和7年3月より、郵便切手を使用する際、速やかに決裁を受け受払簿の整理をするよう、改めて周知徹底し、令和7年3月から適正な受払いを行いました。